

令和2年8月26日

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する
現場管理費の補正の試行について
お知らせ

瀬戸内市契約管財課

瀬戸内市発注の土木工事について、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮するとともに新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を試行することとしましたので、お知らせします。

記

1 適用対象

(1) 対象となる工事

屋外作業を行う工事

(2) 対象となる積算基準

土木工事標準積算基準（岡山県土木部）

機械設備積算基準（岡山県土木部）

港湾請負工事積算基準（岡山県土木部）

土地改良工事積算基準（農林水産省農村振興局整備部設計課）

漁港漁場関係工事積算基準

治山林道必携 積算・施工編

2 補正方法等

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算します。なお、補正は精算時に設計変更を行います。

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値¹(%))

補正値(%) = 真夏日率 × 1.2

真夏日率 = 工期期間中の真夏日² ÷ 工期³

- 1 補正值：「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」の補正と重複する場合には最高2%とします。
- 2 真夏日：日最高気温が28度以上の日とします。
ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が28度以上の場合とします。
- 3 工期：夏季休暇、年末年始休暇、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を除きます。

熱中症の対策については、厚生労働省の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン - 熱中症予防対策の徹底を図る - 」リーフレットを参照ください。

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>

3 適用

令和2年4月1日以降に契約を行った工事のうち、受注者が希望するものを対象としますので、希望する場合、監督員に協議をお願いします。

【問合せ先】

瀬戸内市財務部契約管財課

Tel : 0869-22-3906